

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室

HOME | [資料室](#) | [一般教養](#) | [教育カリキュラム](#) | [労働法実務講座③](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

労働法実務講座③

「採用内定取消し」

採用内定を取り消すことは、成立している労働契約を解約することであるため、就労を開始していない時点でも解雇に該当する。

このため、その採用内定取消しである解雇が法的に有効であるためには、事業の極度の不振、学生の卒業不能、予定された学業資格の取得不能等の合理的な理由が必要である。

また、その他の法的解雇制限も適用される。

なお、採用内定を取り消す場合は、事業主はあらかじめ公共職業安定所長及び学校長等にその旨を通知すべきものである（職業安定法施行規則35条）。

採用内定の指針

大学の卒業予定者の採用内定については、従来からいわゆる「青田買い」による学業への弊害が問題化していた。

このため、法的根拠はないため強制力はないが、有力な財界団体が「採用選考に関する指針」を策定し、企業・大学・行政機関に協力を求めて、就職活動の適正化を企図している。

「採用選考に関する指針」による2017年の取扱いは、就職広報活動（説明会等）の開始が3月1日以後・採用選考活動が6月1日以後・内定が10月1日以後に制限されている。

なお、高校の卒業予定者の採用内定のルールは、大学の場合とは異なる。

（参考：2020年度入社対象の「採用選考に関する指針」）

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.